

地域生活支援事業説明会

平成18年9月7日(木)

1回目 午前9時から

(1階 会議室)

2回目 午後1時から

(3階 第2会議室)

3回目 午後6時から

(1階 集会室)

○次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 地域生活支援事業について
- 4 市が実施する事業(案)について
 - ・実施する事業と内容
 - ・利用者負担
 - ・委託事業者
- 5 利用の手続きについて
- 6 質疑(地域生活支援事業関係)
- 7 障害福祉計画について
- 8 閉会

○説明会資料

- 1 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施について
- 2 函館市障害福祉計画について

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施について

1 障害者自立支援法の趣旨

障害者自立支援法（以下「法」という。）は、障がい者および障がい児（以下「障がい者等」という。）がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことによって、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することとし、これまで身体障がい、知的障がいまたは精神障がいという障がい種別ごとに異なる法律に基づいて、提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで、一元的に提供する仕組みを創設することとし、そのための自立支援給付の内容等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めたものである。

2 地域生活支援事業の実施について（函館市の案）

（1）事業の目的

市の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（2）実施主体

実施主体は函館市とし、他の市町村と連携し、広域的に実施することができるものとする。また、事業の全部または一部を社会福祉法人等に委託して実施することができるものとする。

（3）実施事業

ア 必須事業（市が必ず実施する事業）

（ア）相談支援事業

障がい者等あるいは障がい児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業

（イ）コミュニケーション支援事業

聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、他の者とのコミュニケーションを図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う事業

(ウ) 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者等が日常生活を行うために必要な用具を給付または貸与する事業

(エ) 移動支援事業

障がい者等の外出時における移動を支援する事業

(オ) 地域活動支援センター事業

通所する障がい者等に対して、創作的活動または生産活動等の機会の提供を行う事業（地域共同作業所や障害者デイサービスなど）

イ 任意事業（市が地域の実情等考慮して実施できる事業であり、市としては、国が実施要綱で示している事業のうち、現在実施している事業を継続して実施する。）

(ア) 福祉ホーム事業

障がい者の地域生活を支援するため、住居を必要とする者に、低額な料金で居室その他の設備の利用等の便宜を供与する事業

(イ) 訪問入浴サービス事業

移動が困難な重度の障がい者に対し、訪問して入浴サービスを提供する事業

(ウ) 更生訓練費給付事業

入所または通所している低所得の身体障がい者に対し、社会復帰の促進を図ることを目的に、訓練費を支給する事業

(エ) 生活支援事業

障がい者等の生活の質的向上を図り、社会復帰を促進するため、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行う事業

①中途障がい者生活訓練

②福祉機器リサイクル

(オ) 日中一時支援事業

障がい者等を日常的に介護等を行っている家族が、一時的な休息ができるよう障がい者等の日中における活動の場を確保する等のサービスを提供する事業

(カ) 社会参加促進事業

①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

②点字・声の広報等発行事業

③点訳・朗読・手話・要約筆記奉仕員養成研修事業

④自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

(4) 利用者負担の設定

利用者負担については、事業の実施主体である市が決定することとなっていることから、従来の負担のあり方や他の障害福祉サービスの負担等を考慮し、平成18年9月まで無料のサービスは10月以降も無料とし、有料のサービスは10月以降も引き続き有料とするが、現行1割負担のサービスについては、利用者の負担の軽減を図るため、1割負担から、所得に応じて負担していただく応能負担とすることとする。

ア	相談支援事業	無料
イ	コミュニケーション支援事業	無料
ウ	日常生活用具給付等事業	有料（現行どおり応能負担）
エ	移動支援事業	有料（1割負担→応能負担）
オ	地域活動支援センター事業	無料
	このうち、身体障害者デイサービス事業	有料（1割負担→応能負担）
カ	訪問入浴サービス事業	有料（現行どおり応能負担）
キ	日中一時支援事業	有料（1割負担→応能負担）
ク	その他の地域生活支援事業	無料

(5) 利用者負担の方法

利用者負担は、市が負担基準を定め、利用者が事業の受託事業者に直接支払う方法とする。

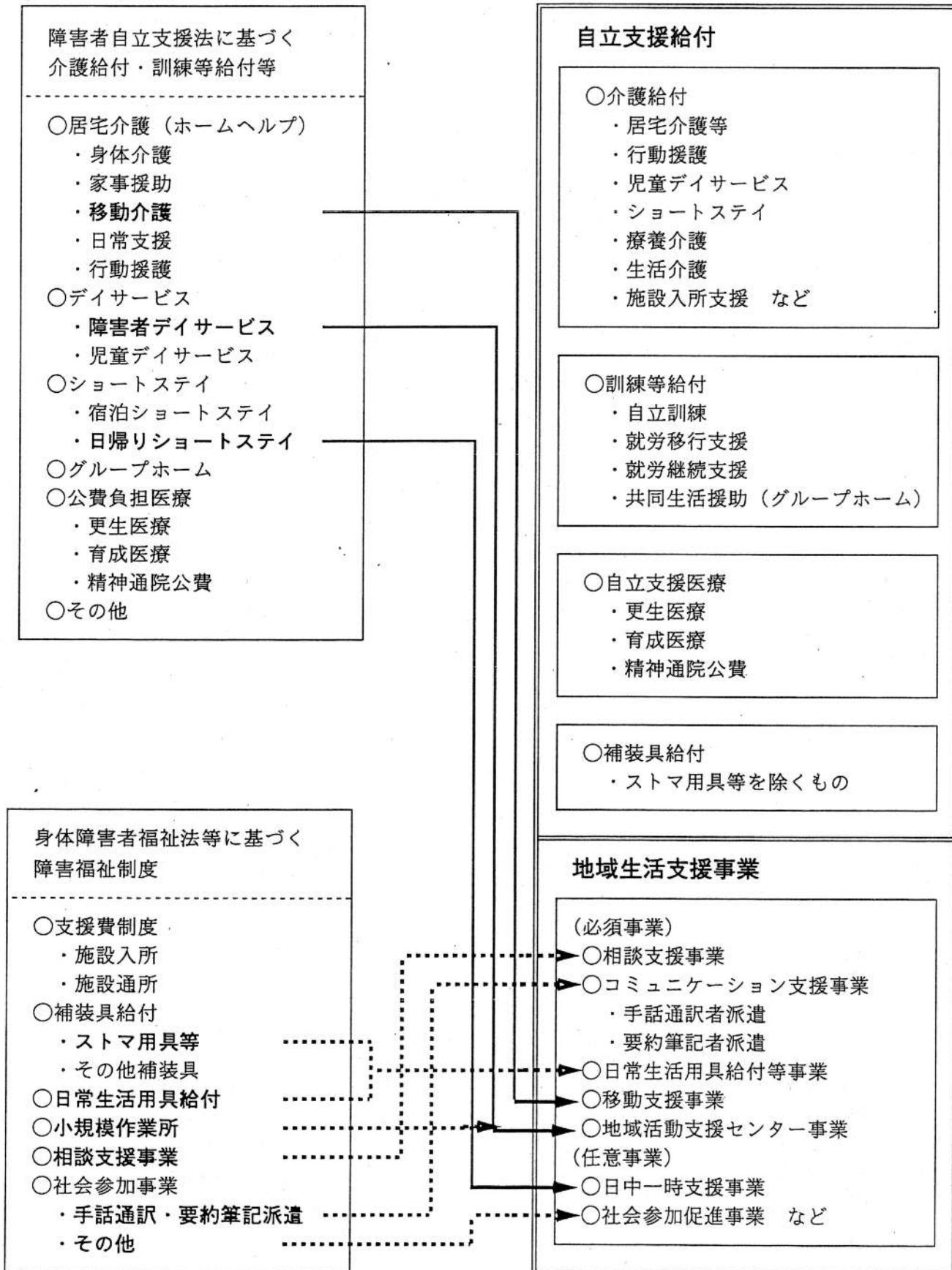
(6) 実施時期

平成18年10月1日

障害者自立支援法における事業体系

平成18年9月まで

平成18年10月から



函館市障害福祉計画について

第1章 函館市障害福祉計画の基本等

1 目的および趣旨

- ◇障害保健福祉施策の抜本的な改革を行うための障害者自立支援法が H18.4.1 に施行された。
- ◇本計画は、障害者自立支援法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図り円滑な新制度の実施を確保しようとするものである。
- ◇本計画は、社会福祉法第107条に基づく函館市地域福祉計画と連携を図るとともに、障害者等の施策全般にわたる基本的な事項として障害者基本法第9条第3項に基づき H18.2 に作成した「函館市障害者基本計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する3年間の実施計画として位置付け作成するものである。

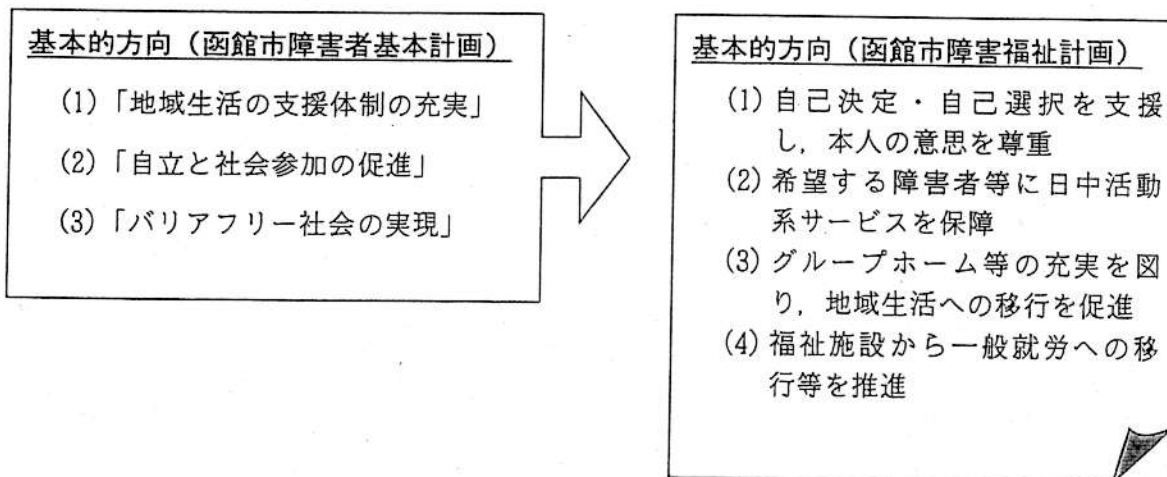
2 根拠法令

- ◇障害者自立支援法第88条第1項

3 基本目標

- ◇「障害者が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまち」
(函館市障害者基本計画)

4 基本的方向



第2章 平成23年度の目標値

1 施設入所・入院から地域生活への移行

◇地域における居住の場としてのグループホームおよびケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により施設入所・入院から地域生活への移行を進める。

区分	目標値
国	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の入所施設利用者の1割以上が地域生活への移行 ・平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の入所施設利用者の2割以上が地域生活への移行 ・平成23年度末時点の施設入所者数を14%以上削減 <p>北海道の入所施設利用割合は、全国平均の約2倍であることから、地域生活への移行を支援する取り組みを充実し、「生活介護」対象者以外の地域生活移行可能者のうち約半数の者が平成23年度末までに地域移行すると見込み、その結果として、地域生活移行者の数および定員の減少が全国目標以上となることを目指す。</p>

函館としては、国および北海道の考え方を踏まえるとともに、地域の状況を見定め、目標値を設定する。

2 福祉施設から一般就労への移行

◇就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進める。

特に、就労の場の確保が課題であることから、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実する。

区分	目標値
国	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設を退所し、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設を退所し、現時点の一般就労への移行実績の6倍以上 <p>北海道の福祉施設を退所し一般就労した者は、全国1.1%（12年度調査）に対し、0.4%（15年度調査：道分）と全国比0.36倍となっており、全国的にも障がい者の就労が低い状況にあるが、道内においては一般雇用も厳しい状況（有効求人倍率：全国比0.50倍）にあることから、就労移行支援事業の実施促進や地域における福祉と労働の連携を進めることにより、一般就労への移行状況の全国対比が雇用状況の全国対比と同水準となることを目指す。</p>

函館としては、国および北海道の考え方を踏まえるとともに、地域の状況を見定め、目標値を設定する。

第3章 各年度における指定障害福祉サービスおよび指定相談支援の種類ごとの見込み, その見込量確保のための方策

1 必要な量の見込み

- ※・訪問系サービス（居宅介護, 重度訪問介護, 行動援護, 重度障害者等包括支援）
 - ・日中活動系サービス（生活介護, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援, 療養介護, 児童デイサービス, 短期入所）
 - ・居住系サービス（共同生活援助, 共同生活介護, 施設入所支援）
 - ・相談支援
- の各事業に関する平成 18, 19, 20 年度に必要な見込量を定める。

必要量を見込む方法としては、過去のサービス支給量の伸び率を基に、新たな利用者の増加等を勘案して算定する。

2 見込量確保のための方策

※指定障害福祉サービスおよび指定相談支援の事業者を確保するための方策を、今後検討し、設定する。

第4章 市が実施する地域生活支援事業

- ※ 市が実施する地域生活支援事業について目標を定める。
- 事業の種類および各事業の平成 18, 19, 20 年度の実施計画について、今後検討し設定する。
- ①実施する事業の内容
 - ②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および量の見込み
 - ③各事業の見込量の確保のための方策
 - ④その他実施に必要な事項

第5章 計画期間および見直しの時期

1 計画期間

◇平成18年度～平成20年度

2 見直しの時期

◇本計画に関して必要な見直しを平成20年度末までに行い、次期障害福祉計画を平成21年度から平成23年度までを期間として作成する。

◇各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行などについて達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施する。